

【新型コロナウイルス感染症の対応につきまして】

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染症の影響によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当所では、本来給付対象外である、新型コロナウイルス感染症での自宅療養につきましては、「みなし入院」として給付の対象とさせて頂いておりますが、今後の給付対象期間につきましては以下のように、給付対象日数を決めさせて頂きますので、御了解の程お願い申し上げます。

【みなし入院期間について】

新型コロナウイルス感染症は、疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院は（疾病）入院給付金のお支払い対象といたします。

給付金申請書に、その治療期間に関する医師や保健所発行の療養証明書をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

- ① 保健所発行の療養証明書に、療養開始日並びに療養終了日の記載がある場合、その療養期間を、みなし入院期間とします。
- ② 保健所発行の療養証明書に療養開始日のみ記載されており、療養終了日が記載されていない場合、その療養期間は療養開始日から一律7日間をみなし入院期間とします。

※当所としては、加入者の皆さんの公平な取扱いの為に、上記のとおりとさせて頂きまことをご理解頂きますようお願い申し上げます。尚、この取扱いは当分の間、同様と致します。

【申請に必要な書類】

- (1) 給付金請求書（2枚複写になっているため、当所から郵送します）
- (2) 宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）

札幌商工会議所 共済事業室



0120-107-620

TEL: 231-1362